

松戸市小金原市民センターほか7か所の市民センターの指定管理者の 指定について

松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年条例第24号)第5条第1項の規定に基づき、松戸市小金原市民センターほか7か所の市民センターの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者を指定します。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称・所在地

松戸市小金原市民センター 松戸市小金原六丁目6番地の2
松戸市馬橋市民センター 松戸市西馬橋蔵元町177番地
松戸市古ヶ崎市民センター 松戸市古ヶ崎四丁目3490番地
松戸市小金市民センター 松戸市小金きよしケ丘三丁目1番地の1
松戸市新松戸市民センター 松戸市新松戸三丁目27番地
松戸市馬橋東市民センター 松戸市馬橋1854番地の3
松戸市小金北市民センター 松戸市中金杉二丁目159番地の2
松戸市八ヶ崎市民センター 松戸市八ヶ崎五丁目15番地の1

2. 指定管理者となる団体

東京都港区芝三丁目23番1号
株式会社JTBコミュニケーションデザイン
代表取締役 藤原 卓行

3. 指定管理の期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで(4年間)

4. 選定理由

審査委員会における評価が総合的に良好であったため

5. 選定審査手順

- ・申請書類受付

- 令和7年9月5日(金)

- ・公の施設の指定管理者候補者審査委員会

- 第1回:令和7年10月7日(火)

- 第2回:令和7年10月16日(木)

- ・指定管理者候補者審査結果答申

- 令和7年10月16日(木)(審査委員会→市長)

- ・松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案提出

- 令和7年12月1日(月)

- ・松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案議決

- 令和7年12月17日(水)

- ・指定管理者の告示

- 令和7年12月19日(金)

- ・指定管理者への指定の通知

- 令和7年12月19日(金)